銃砲等又は刀剣類の所持許可・認定申請書類一覧

・　教習資格認定申請
・　練習資格認定申請

受けようとする許可等	教習資格認定申請		練習資格認定申請	
許可等を受けようとする者 ＼ 提出又は提示する書類	所持している猟銃又は空気銃と異なる銃種の所持許可を受けようとする者	初心者	所持している猟銃又は空気銃と異なる銃種の練習資格を受けようとする者	初心者
教習資格認定申請書	○	○		
練習資格認定申請書			○	○
写真（２枚） （撮影から６か月以内）	○	○	○	○
診断書 （発行から３か月以内）	○	○	○	○
住民票の写し （発行から３か月以内）		○		◎
講習修了証明書 （許可等の時点で交付日から３年以内）	提示	提示	提示	提示
教習修了証明書 （許可等の時点で交付日から１年以内）			提示	提示
猟銃・空気銃所持許可証	提示		提示	
経歴書	○	○	◎	◎
同居親族書	○	○	◎	◎
身分証明書 （発行から３か月以内）	○	○	◎	◎
申告書（自己申告用）	○	○	○	○
あなたをよく知る方に関する申告書	○	○	◎	◎

※１　診断書は、発行日が申請日時点で３か月以内である場合は、前回提出した診断書を添付することができる。
※２　住民票の写しは、本籍地（外国人の場合は国籍）の記載があるものに限る。
※３　猟銃等射撃指導員は、講習修了証明書に代えて射撃指導員指定書を提示すれば足りる。
※４　◎は、教習修了証明書の交付を得てから１年を経過していない者が、教習資格認定申請を行った公安委員会に対して練習資格認定申請を行う場合は、提出を省略することができる。
※５　申請者及び同居人が外国籍の者である場合は、有効な在留カードの写しの提出を要する。

・　猟銃又は空気銃の所持許可申請

受けようとする許可等	猟銃の所持許可申請			空気銃の所持許可申請	
許可等を受けようとする者 ／ 提出又は提示する書類	猟銃又は空気銃の所持者		初心者	猟銃又は空気銃の所持者	初心者
	所持している銃と同種の銃の所持許可を受けようとする者	所持している銃と異なる種類の銃の所持許可を受けようとする者			
銃砲所持許可申請書	○	○	○	○	○
譲渡等承諾書	○	○	○	○	○
写真（２枚） （撮影から６か月以内）			○		○
診断書 （発行から３か月以内）	○	○	○	○	○
住民票の写し （発行から３か月以内）			◎		○
講習修了証明書 （許可等の時点で交付日から３年以内）	提示	提示	提示	提示	提示
教習修了証明書 （許可等の時点で交付日から１年以内）		提示	提示		
技能講習修了証明書 （許可等の時点で交付日から３年以内）	提示				
猟銃・空気銃所持許可証	提示	提示		提示	
経歴書	★	◎	◎	★	○
同居親族書	★	◎	◎	★	○
身分証明書 （発行から３か月以内）	★	◎	◎	★	○
申告書（自己申告用）	○	○	○	○	○
あなたをよく知る方に関する申告書	★	★	◎	★	○

※１　診断書は、発行日が申請時点で３か月以内である場合は、前回提出した診断書を添付することができる。

※２　住民票の写しは、本籍地（外国人の場合は国籍）の記載があるものに限る。

※３　猟銃等射撃指導員は、講習修了証明書及び技能講習終了証明書に代えて射撃指導員指定書を提示すれば足りる。

※４　◎は、教習修了証明書の交付を得てから１年を経過していない者が、教習資格認定申請を行った公安委員会に対して所持許可申請を行う場合は、提出を省略することができる。

※５　★は、前回の所持許可申請又は所持許可更新申請から内容に変更がなく、新たな許可証の交付を伴わない許可申請の場合は、提出を省略することができる。

※６　狩猟又は有害鳥獣駆除の用途で所持許可を受ける場合は、狩猟免状又は鳥獣捕獲許可証等の提示を要する。

※７　申請者及び同居人が外国籍の者である場合は、有効な在留カードの写しの提出を要する。

・　猟銃又は空気銃の所持許可更新申請		
受けようとする許可等	所持許可の更新申請	
許可等を受けようとする者 提出又は提示する書類	許可証の交付あり	許可証の交付なし（併記）
猟銃等所持許可更新申請書	○	○
写真（２枚） （撮影から６か月以内）	○	
診断書 （発行から３か月以内）	○	○
講習修了証明書 （許可等の時点で交付日から３年以内）	提示	提示
技能講習修了証明書 （許可等の時点で交付日から３年以内）	提示	提示
猟銃・空気銃所持許可証	提示	提示
使用実績報告書	○	○
経歴書	○	★
同居親族書	○	★
身分証明書 （発行から３か月以内）	○	★
申告書（自己申告用）	○	○
あなたをよく知る方に関する申告書	○	★

※１　猟銃・空気銃所持許可証の交付日以降３回目の誕生日を経過後、最初に所持許可又は所持許可更新申請を受ける場合に新たな許可証を交付する。

※２　診断書は、発行日が申請時点で３か月以内である場合は、前回提出した診断書を添付することができる。

※３　猟銃等射撃指導員は、講習修了証明書及び技能講習終了証明書に代えて射撃指導員指定書を提示すれば足りる。

※４　技能講習修了証明書の提示は、猟銃の所持許可更新が対象（空気銃の所持許可更新は対象外）

※５　★は、前回の所持許可申請又は所持許可更新申請から内容に変更がなく、新たな許可証の交付を伴わない更新申請の場合は、提出を省略することができる。

※６　狩猟又は有害鳥獣駆除の用途で許可の更新を受ける場合は、狩猟免状又は鳥獣捕獲許可証等の提示を要する。

※７　申請者及び同居人が外国籍の者である場合は、有効な在留カードの写しの提出を要する。

・　クロスボウの所持許可申請
・　クロスボウの所持許可更新申請
・　クロスボウの射撃資格認定申請

受けようとする許可等	所持許可申請		所持許可更新申請		射撃資格認定申請	
許可等を受けようとする者 / 提出又は提示する書類	猟銃又は空気銃若しくはクロスボウの所持者	初心者	許可証の交付あり	許可証の交付なし（併記）	クロスボウの所持者	初心者
クロスボウ所持許可申請書	○	○				
クロスボウ所持許可更新申請書			○	○		
クロスボウ射撃資格認定申請書					○	○
譲渡等承諾書	○	○				
写真（撮影から６か月以内）		○（２枚）	○（２枚）		○（１枚）	○（１枚）
診断書（発行から３か月以内）	○	○	○	○	○	○
住民票の写し（発行から３か月以内）		◎				○
講習修了証明書（許可等の時点で交付日から３年以内）	提示	提示	提示	提示	提示	提示
クロスボウ所持許可証	提示		提示	提示	提示	
使用実績報告書			○	○		
経歴書	★	◎	○	★	○	○
同居親族書	★	◎	○	★	○	○
身分証明書（発行から３か月以内）	★	◎	○	★	○	○
指導を受けるクロスボウ射撃指導員の同意書					○	○
指導を受けるクロスボウ射撃指導員の許可証の写し					○	○
申告書（自己申告用）	○	○	○	○	○	○
あなたをよく知る方に関する申告書	★	◎	○	★	○	○

※１　クロスボウ所持許可証の交付日以降３回目の誕生日を経過後、最初に所持許可又は所持許可更新申請を受ける場合に新たな許可証を交付する。
※２　診断書は、発行日が申請時点で３か月以内である場合は、前回提出した診断書を添付することができる。
※３　住民票の写しは、本籍地（外国人の場合は国籍）の記載があるものに限る。
※４　猟銃等射撃指導員は、講習修了証明書に代えて射撃指導員指定書を提示すれば足りる。
※５　◎は、クロスボウ射撃資格認定を現に受けている者が、射撃資格資格認定申請を行った公安委員会に対して所持許可申請を行う場合は、提出を省略することができる。
※６　★は、前回の所持許可申請又は所持許可更新申請から内容に変更がなく、新たな許可証の交付を伴わない申請の場合は、提出を省略することができる。
※７　申請者及び同居人が外国籍の者である場合は、有効な在留カードの写しの提出を要する。

銃刀法第４条第１項各号（第１号を除く）等に基づく所持許可申請書類一覧

許可の区分		法第４条第１項各号（第１号を除く）																			法第６条第１項（国際競技）	
		第２号（産業用銃砲）	第２号の２（産業用クロスボウ）	第３号（試験研究）		第４号（国際的射撃競技）	第５号（競技出発合図）	第５号の２（年少者指導用）	第５号の３（射撃資格者指導用）	第６号（狩猟・有害鳥獣駆除等）	第７号（祭礼等風俗慣習）	第８号（芸能公演）			第９号（博覧会展示）			第１０号（博物館展示）				
許可を受ける銃砲等又は刀剣類		銃砲	クロスボウ	銃砲	クロスボウ	拳銃　空気拳銃	運動競技用信号銃　拳銃	空気銃　空気拳銃	クロスボウ	刀剣類	刀剣類	銃砲	刀剣類	クロスボウ	銃砲	刀剣類	クロスボウ	銃砲	刀剣類	クロスボウ	銃砲	刀剣類
提出する書類	銃砲所持許可申請書	○		○		○	○	○				○			○			○			○	
	刀剣類所持許可申請書									○	○		○			○			○			○
	ｸﾛｽﾎﾞｳ所持許可申請書		○		○				○					○			○			○		
	譲渡等承諾書 又は相続・発見・その他所持することとなる理由を証明する書類	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			○			○	
	同居親族書	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			○				
	身分証明書（発行から３か月以内）	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			○				
	住民票の写し（発行から３か月以内）	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			○				
	関係行政機関若しくはその地方支分部局の長の証明書又は文化庁長官の証明書			○																		
	試験又は研修の実施概要書（別記様式第 14 号）			○																		
	医師の診断書（発行から３か月以内）					○		○	○													
	日本スポーツ協会発行の推薦書					○	○	○※2														
	写真（２枚）（撮影から６か月以内）					○																

提出する書類	当該刀剣類を所持しようとする理由を記載した書類									○				
	催しの名称、主催者の氏名又は名称、概要、開催の日時及び場所並びに銃砲等又は刀剣類の所持の方法又は態様及び当該銃砲等又は刀剣類を所持しようとする理由を記載した書類（所持しようとする理由については、第８号のみ）										○	○		
	施設の名称、所在地、設置者の氏名又は名称及び銃砲等又は刀剣類の所持の方法又は態様を記載した書類												○	
	法人がその代表者又は代理人、使用人その他の従業者に所持させようとする場合は、法人が業務のために所持させる旨を記載した書面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	申告書（自己申告用）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	あなたをよく知る方に関する申告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※１　住民票の写しは、本籍地（外国人の場合は国籍）の記載があるものに限る。

※２　法第４条第１項第５号の２にかかる空気拳銃の許可を受ける場合は、日本スポーツ協会発行の推薦書を要する。（空気銃の場合は不要）

※３　申請者及び同居人が外国籍の者である場合は、有効な在留カードの写しの提出を要する。